

《 各個質問 》 佐名木知信 議員 6 月 16 日 (月)

1、公共施設の改築更新と維持管理について

①公民館を除く会館や集会所について

- ・本市が整備している地区集会所の数と、地区が所有する集会所の校区別の分布状況について

②地区集会所の維持管理について

- ・維持管理運営についての施策、今後、市として格差の解消と費用負担についての対応

③大型公共施設の管理運営について

- ・今後、施設整備の対象となる施設名、施設数、計画行程など
- ・大型公共施設の管理運営に関して、本市としてどのような計画を持っているのか

④緊急時の避難所の在り方について

- ・避難建物について日常の点検や一定の補修等が必要ではないか

⑤市民会館の在り方について

- ・本市の取り組み状況と、今後、どのようなスケジュールを持って進めて行くのか

2、人口減少・超高齢社会に向けた取り組みについて

①人口減少予測を踏まえた取り組みについて

- ・境港市の 10 年 20 年先を見据えた次の一手を打つための、人口減少・超高齢社会対策に向けた取り組み
- ・市民の意見をどのように収集・把握されているのか

②健康診断、がん検診受診率向上について

- ・更なる健康維持に向けた啓発活動や予防指導、検診率の向上に向けた取り組みを関係医療機関との連携強化

③老老介護と地域の助け合いの問題について

- ・地域包括ケアの体制を構築していく必要があるのと同時に、費用面の計画も行っていくべき

④公共交通（生活の足の確保）について

- ・はまループバスの利用状況を十分に調査・検証をし、本市の需要に合った運行に見直す

《 各個質問 》 築谷敏雄 議員 6 月 17 日 (火)

1、水木しげるロードリニューアル基本構想について

① 施設について

- ・一部屋根や多目的トイレの増設及び休憩所の設置について何う

- ② 水木しげるロードと他区域・施設との連携について
 - ・他区域・施設を結ぶ面的整備と連携について伺う

- ③ 沿道におけるソフト面について
 - ・総合的に専門に担う部署の設置について伺う

- ④ 今後のリニューアルの進め方について
 - ・今後の進め方や、平成27年の工事一部着工について伺う

《 討 論 》

6月25日（水）

◆ 築谷敏雄 議員

- ① 請願第2号 憲法9条を壊す集団的自衛権行使を容認する閣議決定や法律制定に反対する請願
- ② 請願第3号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める請願

- 議員提出議案第6号、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について、総務民教委員会の提案理由に反対の立場から討論する。

会派港みらいの築谷敏雄でございます。

ただいまの議員提出議案第6号、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について、総務民教委員会の提案理由に対し、反対の立場から討論いたします。

今や海外に日本人の方が150万人の方が住んでおられます。中東アジアやアフリカでたくさんの方々が、ボランティアなどの形で医療活動など地域の平和や発展のために活動されておられます。近くで協力してPKO活動している国連のPKO要員もいると思います。しかし、彼らが突然、武装集団に襲われたとしても、この地域やこの国において活動している日本の自衛隊は彼らを救うことはできません。自衛隊と一緒に平和構築のために汗を流している他国の部隊から救助してもらいたいと連絡を受けても、日本の自衛隊は守ることができないで彼らを見捨てるしかないのです。これが現実です。これが現在の憲法の解釈です。

国民の命を守る責任があるはずですが、そして人々の幸せを願ってつくられた日本国憲法が、こうした事態にあって国民の命を守る責任を放棄せよと言っているとは、どう考えてもおかしいのではないかと考えます。こうした事態は机上の空論ではなく、南シナ海では、この瞬間も力を背景とした一方的な行為によって国家間の対立が続いています。これは人ごとではありません。北朝鮮のミサイルは日本の大部分を射程に入れていています。東京も大阪も例外ではありません。そして核兵器の開発を続けています。もはやどの国も一国のみで平和を守ることはできない、これは世界の共通認識であります。だからこそ積極的平和主義の旗を掲げて国際社会と協調しながら、世界の平和と安定、航空、航海の自由といった基本的価値を守るためにこれまで以上に貢献するとの立場を明確にし、政府は取り組んできました。

今後、政府・与党において具体的な事例に即してさらなる検討を深め、国民の命と暮らしを守るために切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備し、例えば武力攻撃に至らない侵害やグレーゾーン事態への対処を一層強化し、さらにPKOや後方支援など国際社会の平和と安定に一層貢献していき、その上でなお現実には起こり得る事態に対して自動的及び限定的な万全の備えがなければなりません。国民の命と暮らしを守るための法整備がこれまでの憲法解釈の

ままで十分にできるのか、さらなる検討が必要と考えます。

こうした検討については、日本が再び戦争をする国になるといった誤解がありますが、そんなことは断じてあり得ません。日本国憲法が掲げる平和主義はこれからも守り抜いていき、あらゆる事態に対処できるからこそ、そして対処できる法整備によってこそ抑止力が高まり、紛争は回避され、我が国が戦争に巻き込まれることはなくなると考えます。

次に、憲法改正か、また解釈変更かについて考えますと、憲法の改正に当たっては、憲法の解釈をそう簡単に変えていいのか、最高裁の判断によって憲法のあり方を判断することはあり得るが、内閣が憲法の文言の持つ意味はこうであると解釈するのは三権分立の立場からおかしいのではないかと、本来憲法の解釈を変えるのは最高裁だが、最高裁はしばしばその判断を放棄してきました。それならば国民の代表である国会で判断したほうがよいのではないかと。この後の論者には安倍首相を初め中曽根元首相、宮沢元首相等がおられ、安倍首相は以前から、私は政府の解釈を変えるべきだと思っていると述べております。

中曽根元首相は、長年この問題について発言しておられます。過去の内閣法制局の解釈について批判した上で、集団的自衛権の行使の対応を法律で決めるべきである。その行使を時の政府が自由にできるものではなく、内閣が決め、国会に報告を要し、国会の承認が必要等、段階を設けたものを法律で決めるべきだと提言されておられます。

私は、後者の立場、すなわち憲法を改正せずとも行使は可能だと考えます。集団的自衛権を行使可能とするためには憲法改正が必要という立場は、理論上、現在の内閣法制局の解釈は正当であるという前提に立っており、だから憲法そのものを変えなければならないとなるわけです。内閣法制局自体も、憲法解釈を変更するには憲法を改正するほかにないという立場に立っています。しかし、既に見たように、政府の解釈自体これまでに変遷を遂げています。憲法第9条について、戦後すぐには個別的自衛権すら行使しないと述べていました。現在、憲法第9条があるから日本には自衛権もないなどと言う人はさすがにほとんどいません。もともと自衛隊を認めた時点で集団的自衛権も認めたとするのが、国際憲章第7章第51条により国際法上は常識的な解釈です。しかしながら、憲法上行使できない。我が国が国際法上、集団的自衛権を有していることは国際国家である以上当然であるが、憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきであるとしており、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって憲法上許されないとしています。

集団的自衛権を行使することが、なぜ直ちに我が国の防衛のための必要最小限度を超えることになるのか、また、日本と密接な関係にある隣国が某侵略国の攻撃を受けて劣勢にあり、そこで日本が集団的自衛権を行使して隣国とともに戦って侵略を排除しなければ、次に日本に対する攻撃が避けられないという場合において、それでも集団的自衛権を行使しないということがどうして我が国の平和と安全に寄与することになるのか、どうしても理解できません。

自衛隊の発足や日米安保の改定等の重要課題を何としても乗りかえたかった歴代の政府の立場からすれば、権威ある憲法解釈によって解決したかった事情は十分過ぎるほど理解できますが、憲法にその根拠を求めてしまったことが誤りではなかったのではないのでしょうか。憲法第9条のどこを読んでも、集団的自衛権を行使できないという論理的な根拠を見出すことはできません。そもそも解釈が誤っている、いないという論争ではなく、これは政策判断であったのだとすれば、何も憲法を改正しなくても行使は可能ではないかと私は考えます。

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。